

新型コロナウイルス感染症に対応した

猪名川町立学校園 持続的な学校園運営のためのガイドライン(ver. 13.4)【12月1日以降】

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提に、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくための指針として示している「持続的な学校運営のためのガイドライン」の内容を一部更新しました。

なお、これらの情報については、現時点のものであり、今後も各学校の教育活動における取組の工夫や課題を集積しながら、随時バージョンの更新を行っていきます。

令和4年11月28日 猪名川町教育委員会

※新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められています。このような中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

※感染症対策については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2022.4.1 Ver.8）に基づき、児童生徒と同様に教職員についても徹底をお願いします。また、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」が文部科学省ホームページで随時更新されていますので、必要に応じて参照してください。

※「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」（令和2年3月24日付け猪教学第243号）及び「新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別の防止等の徹底について」（令和2年5月11日付け事務連絡）に基づき、命と人権に十分配慮した取組をお願いします。

1 学校における感染症対策

登校時・朝の指導

登下校時等、教職員の目が届かない場面での児童生徒の行動が感染リスクを高めることを踏まえ、児童生徒自身が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、回避する行動をとることができるよう指導することが重要である。

- 登校後に教室で健康状態を把握する。
 - ・児童生徒の検温結果及び健康状態を把握する。
 - ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒⇒保健室等で確認する。
 - ・発熱、症状など気になる児童生徒⇒保護者連絡のうえ帰宅させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をとる。
- 欠席者の数と事由を確認し、管理職・養護教諭に報告する。
 - ・欠席者数や事由に異変を感じたら、すぐに教育委員会に連絡する。
- 手洗い、咳エチケットの指導を行い、登校したらまず手洗いを行わせる。
- 登下校時は基本的にマスクを着用する必要はない。特に、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び息苦しさを感じる場合は、マスクを外すことを推奨する。ただしマスクを外す場合は、児童生徒間に十分な距離を確保し、会話は行わない。バスに乗車する場合は必ずマスクを着用する。

出欠の取扱い

- 次の項目に該当する児童生徒は、出席停止の措置を取る（教職員の場合は出勤を見合わせる）こととする。
 - ・感染が判明した場合
 - ・感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・発熱（37.5℃以上）、咳・のどの痛みなどの風邪症状（ワクチン接種後を含む）、味覚障害、嗅覚障害や倦怠感等がある場合
 - ・家族等同居者に発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を除く）がある場合やPCR検査を受けている場合（家族等の発熱等の症状が消失されるまで、もしくは検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。ただし、発熱等の風邪症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が新型コロナウイルス感染症以外のものに特定されている場合は、この限りではない。）
 - ・医療機関において新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける場合、学校に相談のうえ、出席停止扱いとすることができる。
 - ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
 - ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合で、同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

- 登校後も児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合、速やかに養護教諭等と連携し、迅速な対応をとる。

衛生管理の徹底

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とし、手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策に加え、感染リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるための身体的距離の確保等、「新しい生活様式」に移行することが不可欠である。

- 児童生徒の在校中、教室の2方向の窓を広く開けて換気する。また、職員室、教科準備室、更衣室等において、適度な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- エアコン（冷暖房）やストーブを使用する場合であっても、教室の対角線上の2方向の窓を同時に開ける（10 cm程度）。換気扇や扇風機、サーキュレーター等を使用するなどして換気する。常時換気が難しい場合は、30分に1回以上、数分程度、全窓を開放して換気する。
- 寒い時期は、18℃以上を目安に室温が下がらない範囲で常時窓を少し開けて換気し、適度な保湿（湿度30～40%以上が望ましい）のため、濡れタオルを教室内に干すなどして加湿する。また、換気による室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、保温・防寒目的の衣服（コート、防寒着、マフラー、ひざ掛け、毛布等）の着用について柔軟に対応する。
- 外から教室等に入る前やトイレの後、給食の前後など、こまめに流水と石けんで手洗いをを行うよう指導する。また、帰宅後はまず手や顔を洗うよう指導する。
これらの取組は、教職員や学校に出入りする関係者の間でも徹底する。
- 多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を、1日1回、水拭きをした後、消毒液（0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液や消毒用エタノール、効果が確認された界面活性剤等）を浸した布巾やペーパータオルを使用して清掃する。（児童生徒による清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能）
- 物品や備品の共有を避けられない場合は、使用後の手洗いを指導する。
- 児童生徒及び教職員は、校内では原則としてマスク（感染防止の効果が高い不織布マスクを奨励）を着用する。マスクの代わりにフェイスシールド等を使用する場合は互いの距離を十分にとること（2メートル以上）。
なお、気候によっては、マスク着用時は熱中症の危険性が高まることも考えられるため、こまめに水分補給をするよう指導する（授業中やエアコン使用時も）。また、次の場合にはマスクを着用する必要はない。
 - ・ 2メートル以上の身体的距離が確保できる場合
 - ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合（外すことを推奨）
 - ・ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時

- ・体育の授業等、運動をする場合（「教科指導上の注意」の項参照）
 - ・幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は無理して着用させる必要はない。
- ※別紙「マスク着用の考え方等について」参照
- 清潔なハンカチ、ティッシュ、マスクを管理するためのビニール袋や布などは各自で持参させる。

教科指導上の注意

共通

- 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を避ける。なお、可能な範囲で1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。また、「大声」も感染リスクを高めることに留意する。
 - ・児童生徒の間に1メートルを目安に最大限の距離を確保する。
 - ・学級規模が大きく、児童生徒間に十分な距離が取れない場合は、常時の換気と咳エチケットを徹底する。
 - ・1メートル以内の近距離でのマスクなしでの会話や発声を避ける。
 - ・教材、教具、情報機器などを共有で使用する場合は、使用前後に手洗いを行わせる。
- 屋内での授業中、教職員はマスクを着用する。マスクの着用が難しい場合や口の動きを見せる必要がある場合は、マスクの代わりにフェイスシールドやマウスシールドを使用してもよいが、その場合は身体的距離を十分にとること（2メートル以上）。

理科

- 実験や観察を行う際は、児童生徒間に1メートル以上の距離を保ち、マスクを着用する。

体育科、保健体育科

- 可能な限り屋外で実施する。ただし、屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- 児童生徒間に1メートル以上の距離が取れない場合は、集合・整列する場面を避ける。
- 児童生徒が密集する運動、近距離や接触を伴う運動は可能な限り感染症対策を行った上で、実施について慎重に検討する。
- 運動する際は、熱中症などの健康被害が発生することを考慮して原則マスクは外すが、児童生徒間の距離をできるだけ2メートル以上空ける。
- 児童生徒が運動を行っていない際や呼気が激しくならない運動の際は、熱中症などの健康被害が発生する恐れがない気候の場合はマスクの着用を促す。また、マスクを外すことに不安のある児童生徒には、運動内容に応じて柔軟な対応を行う。

- 体育の授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
- 水泳については、「学校の水泳授業における感染症対策について」（R3.4.9 スポーツ庁）を参照とすること。

音楽科

- リコーダーなど口に触れる楽器の演奏をする場合は、児童生徒間の距離を1～2メートル以上空け、新聞紙等を敷くなどして、水滴が直接床に落ちないようにする。水滴が床に落ちた場合はその部分を消毒する。
- リコーダーの水抜きの際は、タオルやハンカチ等で飛沫が出る可能性のある部分を覆う。
※参考：YAMAHA ホームページ「管楽器・教育楽器の飛沫可視化実験」
- 狭い空間や密閉された状態での歌唱指導や合唱指導及びリコーダーや鍵盤ハーモニカはしない。
- 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等の間隔は、マスクを着用している場合でも、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2メートル以上（最低1メートル）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

家庭科、技術・家庭科

- 調理実習を行う場合は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。

給食

- 給食当番は手洗い消毒し、マスクとエプロンと三角巾を着用して配食することを徹底する。
- 児童生徒全員に対し、食前の手洗いを徹底する。
- 給食当番以外の児童生徒が、配食中の不要な立ち歩きや会話をしないように指導する。
- 会食時には飛沫を飛ばさないよう席の配置を工夫し、大声での会話を控えるように指導する。
- 食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

清掃・消毒

学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であるため、清掃により清潔な空間を保つことが重要である。このため、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

これらは発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。また、スクール・サポ

ート・スタッフや学校支援ボランティア等、地域の協力を得て実施することも考えられる。

なお、清掃活動は共同作業を行うことが多く、共用の用具等を用いるため、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。

- 清掃用具の劣化や衛生状態等を確認し、使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- 床は、通常のコソバ活動の範囲で対応する。（消毒の必要はない。）
- 多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の清掃を児童生徒が行う場合は、水拭きをした後、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。（児童生徒の清掃活動の中でこれを行った場合、放課後等に改めて教職員等が消毒を行う必要はない。）
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバ活動の範囲で清掃する。（消毒の必要はない。）
- 清掃用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- 換気の良い状況で、マスクを着用した上で行うことを基本とするが、熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、児童生徒の距離を空けて行う。
- 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。
- 次亜塩素酸ナトリウム消毒液は児童生徒には扱わせない。

休み時間

休み時間は、教員の目が届きにくいいため、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させることが重要である。

- 会話をすることも、1メートル以上の距離を保ち、マスクを着用する。
- お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。
- 休み時間後、授業が始まる前にも手洗いをする。

学校行事

- 一件ごとに、校長会と教育委員会、各校長と教育委員会が協議して決定する。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（入学式、入園式等）を実施する場合は、参加人数の制限、こまめな換気の実施など、感染拡大防止対策に十分留意のうえ開催する。内容については、町教育委員会に相談のうえ、行う。
- 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する。学校での実施は、不可とする。

- 特に、感染拡大を予防するため、「まん延防止等重点措置」実施区域など著しく感染が拡大している地域や都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（合同練習、練習試合含む）を行う。
- 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- 活動時間は猪名川町立中学校における部活動ガイドライン」（平成31年3月）に基づき、平日（4日）2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- 部内で感染者が発生した場合は、一旦部活動を休止する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう実施内容や方法を工夫し、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるため、必ず教員または部活動指導員の管理下で実施する。
- 指導者は飛沫防止のためにマスクを着用し、生徒と1メートル以上の距離を保って指導する。なお、生徒と2メートル以上の距離がある場合はマスクを着用する必要はない。
- 可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底する。
- 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や食事、更衣室や教室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。また、会場到着直後及び帰校直後の手洗いを徹底するなど、校内での活動以上に感染リスクが高まることを十分意識して感染症対策を行う。
- 活動中は、おおむね1～2メートル以上生徒間の距離を確保し、不要な接触を避ける。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動等については控える。
- 2メートル以上生徒間の距離が取れない形での集団でのランニングは避ける。
- 2メートル以上の距離がとれず、換気が十分できない屋内で活動する場合は、呼気が激しくなるような運動や、飛沫防止対策を取らずに大声を出すような活動は避ける。
- タオル、コップ等の共用は禁止とするほか、使用する用具等は生徒間で不用意に使い回ししない。共用する必要がある用具等は使用前に消毒する。
- 部室や更衣室等は少人数で短時間の利用とする。
- 同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感

染症対策を徹底する。

- 管楽器の練習は、可能な限り屋外で行う。屋内の場合は換気をし、前後左右1メートル以上（フルートは前2メートル以上）を保った状態で行う。十分な間隔がとれない場合は、フェイスシールドやアクリル板などを用い、飛沫が飛散しないよう留意する。楽器内に溜まった水を抜く際は、タオルやハンカチ等で飛沫が出る可能性のある部分を覆うなどする。また、校舎内の床等に水滴を落とさないよう留意するとともに、水滴が落ちた場合はその部分を消毒する。金管楽器のマウスピースのみでの練習は前方に飛沫が飛ぶため、屋外で人のいない方向に向いて行う。

※参考：YAMAHA ホームページ「管楽器・教育楽器の飛沫可視化実験」、全日本吹奏楽連盟ホームページ「吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（三訂版）

- 歌唱の練習は、生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）以上保ち、マスクを着用して実施する。ただし、屋外や屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合等）において、十分な距離（最低2メートル）を確保して向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。

※参考：全日本合唱連盟ホームページ「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（第3.1版）

- 運動や管楽器練習の際にマスクを外している場合は、マスクをしていないことを意識させ、近距離（2メートル以内）での発声を控えるよう指導する。

学校外における留意事項

- 児童生徒、教職員に対し混雑している場所や時間を極力避けて少人数で行動するよう指導する。ただし、学習塾は各家庭の判断とする。

2 臨時休業の実施

児童生徒または教職員、これらの同居家族の感染が判明した場合

児童生徒または教職員の感染が判明した場合には、「幼児児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（令和4年8月30日以降）」（令和4年8月29日）に基づき規模及び期間について判断する。

猪名川町長から、臨時休業の要請があった場合

- 臨時休業とする。
- 児童生徒や保護者が生活や学習について相談できるよう、週1回程度の相談日を設ける。

登校日（登校可能日）

臨時休業が長期間に及ぶことにより、児童生徒の学びの保障や心身の健康に関して深刻な問題が生じることも考えられる。そこで、兵庫県に対する「特定警戒都道府県」の指定が解除された場合など、周辺地域の状況によっては、児童生徒の心身の健康観察を行うとともに、学習状況等を把握し、学校再開後の教育活動を円滑に実施するため、週1～2日程度の登校日（登校可能日）を設ける。

- 登校日（登校可能日）の感染予防対策については、本ガイドライン「1 学校再開における感染症対策（登校日を含む）」を基本とするが、3つの条件（密閉、密集、密接）を避けるための措置を講じる。
- 一度に教室に入る人数が20人程度となるよう、児童生徒の登校日や登校時間を分散させて設定する等の工夫を行う。
- 学校での滞在時間は上限2時間とし、活動終了後は速やかに下校させる。ただし、個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。
- 児童生徒の出席は任意とし、指導要録上の授業日とはしないが、出席しなかった児童生徒には個別に連絡するなどして状況を確認する。また、原則として授業は実施しない。
- 臨時休業がさらに長期化した場合、児童生徒の学びを保障するため、町長が実施可能と判断すれば、登校日に授業を実施することも考えられる。その場合、欠席した児童生徒に学習の遅れが生じないよう配慮する。



(公 印 省 略)
猪 教 学 第 6 8 7 号
令 和 4 年 8 月 2 9 日

各 校 園 長 様

猪 名 川 町 教 育 長 中 西 正 治

幼 児 児 童 生 徒 や 教 職 員 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 が 確 認 さ れ た 場 合 の
対 応 に つ い て (令 和 4 年 8 月 3 0 日 以 降)

こ の こ と に つ い て は 、 「 学 校 園 関 係 者 が 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 感 染 し た 場 合 等 の 対
応 に つ い て 」 (令 和 4 年 1 月 2 6 日 付 猪 教 学 第 3 8 号) で 示 し て い る と こ ろ で す 。

こ の 度 、 臨 時 休 業 の 基 準 を 一 部 変 更 し 、 下 記 の 通 り と し ま す の で 、 貴 所 属 教 職 員 へ 周 知 願
い ま す 。

記

1 幼 児 児 童 生 徒 又 は 教 職 員 の 感 染 が 確 認 さ れ た 場 合

- (1) 感 染 者 が 幼 児 児 童 生 徒 の 場 合 、 出 席 停 止 と す る 。
- (2) 感 染 者 が 教 職 員 で あ る 場 合 は 、 出 勤 で き な い 扱 い と す る 。
- (3) 学 校 園 か ら 学 校 教 育 課 に 第 一 報 の 連 絡 を 速 や か に 行 う 。

2 濃 厚 接 触 者 等 の 特 定 に つ い て

感 染 者 の 学 校 園 内 で の 活 動 状 況 (※) を 確 認 し 、 学 校 教 育 課 に 報 告 す る 。

現 在 、 オ ミ ク ロ ン 株 の 特 性 等 を 踏 ま え 、 学 校 で 感 染 者 が 発 生 し た 場 合 で あ っ て も 、 保 健
所 等 に よ る 濃 厚 接 触 者 の 特 定 は 必 ず し も 行 わ れ な い た め 、 教 育 委 員 会 、 学 校 が 濃 厚 接 触 者
等 の 候 補 者 リ ス ト の 作 成 を 行 う 場 合 が あ る 。

※ 発 症 2 日 前 (無 症 状 の 場 合 は 、 陽 性 確 定 に 係 る 検 体 採 集 日 の 2 日 前) か ら 学 校 園 で 活 動 し て い る か 。

3 感 染 者 が 確 認 さ れ た 場 合 の 臨 時 休 業 等 に つ い て

(1) 濃 厚 接 触 者 等 を 特 定 す る た め の 臨 時 休 業

感 染 者 が 学 校 園 で 活 動 し て い た こ と が 確 認 さ れ た 場 合 は 、 感 染 経 路 や 、 校 園 内 で の 濃
厚 接 触 の 有 無 を 確 認 し 、 必 要 に 応 じ て 校 舎 内 の 清 掃 ・ 消 毒 等 を 行 う 。

校 園 内 で の 濃 厚 接 触 の 有 無 の 確 認 に 時 間 を 要 す る 場 合 は 、 必 要 に 応 じ て 学 校 園 の 全 部
ま た は 一 部 を 臨 時 休 業 と す る 。 た だ し 、 感 染 者 が 学 校 園 で 活 動 し て い な い 場 合 は 、 臨 時
休 業 を 実 施 し な い 。

(2) 感 染 拡 大 を 防 止 す る た め の 臨 時 休 業

以 下 の い ず れ か の 状 況 に 該 当 し 、 学 校 園 内 で 感 染 が 広 が っ て い る 可 能 性 が 考 え ら れ る

場合には、臨時休業とする。（3～5日程度）

臨時休業の決定に当たっては、伊丹健康福祉事務所、学校医などの指示・助言が得られる場合はそれに基づき、得られない場合は以下の基準に基づき、学校教育課が決定する。

①同一の学級において、複数の感染が判明した場合

※感染経路に関連がない場合や、他の児童生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、学級閉鎖を行わないことも考えられる。

②感染が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、教育委員会で必要と判断した場合

(3) 臨時休業の規模

感染の把握・拡大状況、幼児児童生徒への影響等を踏まえて臨時休業の規模を決定する。また、感染拡大が懸念される場合は、臨時休業期間を延長する場合がある。

児童生徒又は教職員の感染が判明した場合のフロー

令和4年8月29日改

- ・感染した幼児児童生徒を学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- ・感染した教職員を出勤できない扱いとする。

- ・学校園から学校教育課に感染者の学校内での活動状況（※）を報告する。
※発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から学校で活動しているか。

活動している

活動していない

- ・感染経路、校園内での濃厚接触の有無等を確認し、必要に応じて校舎内の清掃消毒等を行う。
- ・校園内での濃厚接触の有無の確認に時間を要する場合、必要に応じて学校の全部または一部を臨時休業する。
※学校教育課が決定（決定の際には伊丹健康福祉事務所、学校医など関係機関と相談）

- ・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直す。

学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合等

- ①同一の学級において複数の感染が判明した場合
- ②感染が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、教育委員会で必要と判断した場合

左記以外の場合

学校の全部または一部を3～5日程度（土日祝日を含む）臨時休業とする。

※上記①の場合でも、感染経路に関連がない場合や他の児童生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、学級閉鎖を行わないことも考えられる。

※伊丹健康福祉事務所、学校医などの指示が得られる場合はその指示に基づき、得られない場合は「幼児児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について」（令和4年8月29日猪教学第687号）に基づき、学校教育課が決定する。

- ・学校教育活動を再開
※状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直す。